

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）には、通院日以外にも療養のため労働することができなかったと認められる期間が存在するとして、不支給とした原処分を一部取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成○年○月○日に○会社に入社し、会社内において鉛ばく露作業に従事していたが、平成○年○月○日を症状確認日として鉛中毒と診断され、療養補償給付の支給を受けていた。

請求人は平成○年○月○日から平成○年○月○日までの433日間のうち396日の休業補償給付請求を監督署長に対して行ったところ、監督署長は通院日のみ休業補償給付の対象として22日分の休業補償給付の支給決定通知を行った。

2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

医師が認めた休業について、通院日のみ休業補償給付を支給するとした支給処分は誤りであり取り消されるべきである。

また、「軽作業が可能であれば休業の対象にはならない。」とする基準の運用が厳しく、主治医から請求人に「軽作業は可能であっても自宅で療養すべき期間と考えている。」との説明があったことや主治医の証明を軽視していること、末梢神経に支障のない軽作業であれば可能と主治医が回答しているが、指先を使わないような軽作業はあり得ないことから取り消されるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 本件傷病については、症状確認日から症状固定までの期間、療養補償給付を受けていることから、本件休業補償の請求期間は療養中であつたと認められる。
- (2) 請求人の血液中の鉛の量の濃度は平成○年○月○日 $42\mu\text{g}/\text{dL}$ 、平成○年○月○日 $24\mu\text{g}/\text{dL}$ と、認定基準の基準値の $60\mu\text{g}/\text{dL}$ を明らかに下回っており、療養内容も平成○年○月○日付け主治医診断書において鉛中毒と診断後6か月間の慎重な経過観察が必要である旨記載され、平成○年○月○日以降積極的な治療行為は必要でなく、経過観察を中心とした療養で差し支えない状態であつたことが認められる。
- (3) 平成○年○月○日付け主治医診断書において、休業の要否及び就労について鉛を扱う作業の禁止と末梢神経障害の症状に支障にならない就労は可能と考える旨記載されていること、及び、療養の結果を踏まえると、通院日以外の日について軽作業は可能であつたと考えられ、「労働することのできない日」に該当するものとは認められない。
- (4) 請求人は休業補償給付請求期間のうち、25日間通院していることが認められ、平成○年○月○日までの就労日については有休を取得し、賃金を受けていることが認められる。
請求人は離職後、平成○年○月○日他社に入社するまで就労していないと申し立てていることから、平成○年○月○日なる日から平成○年○月○日までは賃金を受けていなかったと認められる。
よって、通院日25日のうち3日間は有給休暇を取得しており、22日間が「賃金を受けない日」と認められる。なお、有給休暇を取得した3日間は待期間となる。
- (5) 以上のことから、待期間を除くと、請求のあった期間のうち通院日の22日間が、休業補償の支給事由である、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日に該当すると認められる。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日を症状確認日として労災認定を受け、同日以降平成○年○月○日の症状固定までの期間、療養補償給付を受けていることから、本件休業補償の請求期間は療養中であつたと認められる。
- (2) 監督署長は通院日のみ労働することができなかったと認定しているが、これは平成○年○月○日付け主治医診断書において、休業の要否及び就労について鉛を扱う作業の禁止と末梢神経障害の症状に支障にならない就労は可能と考える旨記載されていることを根拠としている。

しかしながら、主治医は休業補償給付請求書の証明欄に、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間の433日を「療養のため労働することができなかったと認められる期間」として平成○年○月○日付けで証明している。

その上で、監督署長は休業補償給付の支給される日の3要件を明らかにした上で、改めて主治医に診断書を依頼している。

この依頼に基づき提出された診断書では、平成○年○月○日から同年○月○日までの間を「療養のため労働することができなかったと認められる期間」としている。

この期間を記載した理由として主治医は「鉛中毒であることが発覚してから6か月間慎重な経過観察を要すると判断したため。長期に渡るばく露が疑われ、臨床症状の増悪、血中鉛濃度の変動の経過を観察する必要があると思われた。」としている。

主治医の「療養のため労働することができなかったと認められる期間」に係る判断は上記のとおり変遷しているが、監督署依頼に基づく診断書は、休業の3要件を明確に示して依頼した上で提出された診断書であることから最も優先されるべきものと認められる。

以上のことから、「療養のため労働することができなかったと認められる期間」は平成○年○月○日から同年○月○日までの期間及び通院日であると判断する。

- (3) 平成○年○月○日から同年○月○日までの間は、賃金の支払い対象または有給休暇として取り扱われている期間であるため、この期間は賃金を受けていることが認められ、翌日から平成○年○月○日までの間は、離職から再就職するまでの間であり、賃金を受けていないことは明らかである。
- (4) したがって、監督署長が請求人に対してなした休業補償給付に関する処分のうち、平成○年○月○日から同年○月○日までの間の通院日以外の日について支給しないとした部分については妥当ではないが、これを除く日については妥当である。